

私たち東京象牙美術工芸協同組合は、象牙製品等の製造から小売まで行う事業者が所属する団体です。種の保存法の法令順守のもと、伝統工芸の伝承、そして、持続可能な利用の実現に向けて取り組んでおります。

なお、今回は書面のみでの出席と言う形になりますので、事務局の方には、私たちが準備した文章を読んでいただきます。

まずはじめに、新型コロナウイルスの影響で大変な状況にあるなか、この度、3回目の会合を開催していただいたことは、私たち事業者の扱う象牙やゾウを取り巻く事実・実態を知って頂き、そして、野生生物の保全にとってのあるべき姿を考えるきっかけとなると信じております。そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックを迎える東京都が、この「有識者会議」を立ち上げて下さったことは、本当に意味のあることだと思っております。

今必要なことは、正確な情報に基づく正しい理解であり、それに基づく建設的で透明性のある議論と適切な判断、そしてそれらの国内外への発信です。

私たち象牙を取り扱う事業者は、江戸時代から300年以上も脈々と続く象牙の伝統工芸技術を大切に受け継いできました。強度と粘り気があり、象牙は代替することが出来ない貴重な天然資源です。彫刻品や楽器、印章など多岐にわたる象牙製品は、一生大事に使い、そして受け継ぐことができるエコな天然素材であり、日本国内の象牙産業は自然との共生に基づく伝統産業です。

昨今の報道等では、「国際社会では日本国内で象牙の取引が続いていることがアフリカゾウの密猟を助長していると批判」などと報道されることが多いように思いますが、本当にそうなのでしょうか。ゾウの密猟はあってはならないことです。しかし、過去に合法的に輸入されたものや、自然死等によって生じた貴重な資源である象牙、これらを有効利用することは悪いことなのでしょうか。悪しきは、象牙の取引や需要そのものではなく、過度な需要が引き起こすゾウの密猟や象牙の違法取引ではないでしょうか。

多くの報道とは異なり、事実として、ワシントン条約の下に設置された専門組織による分析では、日本での象牙の利用はアフリカゾウの密猟と関係がないことが科学的根拠に基づいて示されています。また、ルールを守った取引はゾウの保全と地域住民の発展に貢献するという条約締結国会議の決議がなされています。ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国や、ゾウとの軋轢に苦しむ地域住民の実態、彼らがゾウと共存するための資金を必要としていることも知ってほしい事実です。一方で、日本国内にある象牙製品等の海外への違法な持出しは、アフリカゾウの密猟と関係がないとはいえ、ワシントン条約や法律に違反する行為であり、あってはならないことです。

今求められていることは、アフリカゾウの保全、そして地域住民とゾウとの共存という究極の目的を達成するために、消費国である日本にできる支援は何なのか、冷静に考えることだと思います。

あたかも日本で流通する象牙製品等が密猟・密輸入からもたらされた象牙によって成り立っており、その結果、日本の象牙の需要を無くすことが密猟を減らすことに繋がるような報道など、必ずしも正しいとは言えない情報があふれるなか、ルールを守った取引をしても象牙を取り扱う事業者だということだけで、風当たりが強いと感じます。

私たちは、密猟に依存してまで事業を続けたいとは全く思っておりません。

自然死したゾウが残してくれた象牙など、生態系に影響を与えない範囲で有効利用し、自然に優しい最高品質の素材として製品を作っていく、伝統を守っていかれたらとの思いです。

ここで、私たちが提出した文章の中に書かれている内容を紹介します。

この内容は、是非多くの方に知って頂きたい事実ですし、この事実をもとに、象牙取引のあり方、野生生物の保全についてのあるべき姿について考えて頂ければ幸いです。

資料2 ページ、「別紙」1枚目の下の部分に記載してある部分です。

事業者および消費者へ発信しているお願い・お伝えしたい事実

お願い1：ルールを守って安心・安全な取引をして下さい

- ① 日本国内における法令を遵守した象牙の取引は認められております
- ② 象牙製品等を違法に海外に持ち出さないでください（持ち出させないでください）

お願い2：お伝えしたい事実・真実

- ① 日本の象牙製品の取引と現在起こっているアフリカゾウの密猟に因果関係はありません
- ② ワシントン条約の決議 8.3「野生動植物の取引の利益の認識」について
- ③ ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国のこと
 - (ア) ゾウと共存する地域住民のこと
 - (イ) ゾウ保全の現場や南部アフリカ諸国の動向について
- ④ 環境省のホームページにある「象牙 Q&A」について
- ⑤ 象牙組合作成のパンフレットについて
- ⑥ アフリカゾウ保全と地域住民のために私たちができる取組について

以上です。

また、資料6 ページ、下の部分に記載しておりますが、2016年の第17回ワシントン条約締約国会議においての、地域住民代表からの発言で印象に残る部分になります。

「実際に、ゾウを守っているのは、その地域住民であり、レンジャーである。ゾウを保護するためには、地域住民は、生活するためにも、農作物や子供を守りながら行う必要がある。そのためにも、持続的にその動植物の持続可能な利用の権利を与えるべきである。もし、それがかなわないのであれば、生活のために、密猟者に加担するものも出てくるだろう。」

最後に、有識者の皆様へのお願いです。

必要なことは違法な取引の根絶であって、アフリカゾウの密猟につながらない合法的な国内市場閉鎖や取引の禁止ではありません。象牙製品等の海外への違法な持出し防止の取組みをどのようにすべきか、ゾウの保全やゾウと地域住民の共存のためには何が必要な事なのかなどについて、オープンマインドな議論のなかで、是非、科学的根拠や事実に基づく正しい情報と正しい理解によって、建設的で透明性のある議論と適切な判断をしてください。そしてそれらの国内外への発信をお願いします。その結果が、日本の伝統ある象牙産業を守り、ひいてはゾウの保全や地域住民の支援に繋がると信じています。

国際都市である東京が立ち上げたこの有識者会議からの国内外への適切な情報発信に期待したいと思います。